

選手村ビレッジプラザへ貸与した県産材の後利用製作物貸出・使用要領

1 目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村ビレッジプラザの建築材料として使用された青森県産材を、大会終了後有効利用し、大会のレガシーとして後世へ伝えるために製作した製作物を県民へ広く周知・活用し、青森県産材の品質のPRを進めるため、本製作物の貸出し及び使用について必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

製作物の貸し出しは、林政課が行う。

3 対象

(1) 製作物を借り受ける者

県、県内市町村及び関係各機関・団体、教育関係機関のほか、県が適当と認める者。

(2) 使用目的

県内のスポーツの振興又は県産材のPRに寄与し、かつ営利を目的としないもの。

4 貸出対象製作物及び借受・返却場所

貸出し可能な製作物は、下表のとおりとする。

製作物	数量	借受・返却場所
モニュメント	1基	県営スケート場 住所：青森市浜田豊田地内
PRパネル	1枚	林政課

5 貸出方法

(1) 製作物の借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受申込書（様式1）を貸出機関に提出するものとする。

(2) 貸出機関は、前項による申込みが適当と認められるときは、借受希望者に対して、製作物を貸し出すものとする。

(3) 製作物を借り受ける者（以下「借受者」という。）は、原則として、4で定める借受・返却場所から直接受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。

6 料金

貸出料金は無料とする。ただし、運搬に係る経費は借受者の負担とする。

7 その他

借受者が、製作物を破損した際は、現物または実費をもって弁償させる場合がある。

8 使用方法

- (1) 借受者は、本要領の目的に則した利用とする。
- (2) 借受者は、第三者に転貸しないものとする。
- (3) 借受者は、借り受けた製作物について、別紙のとおり取り扱うものとする。

附則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

別紙

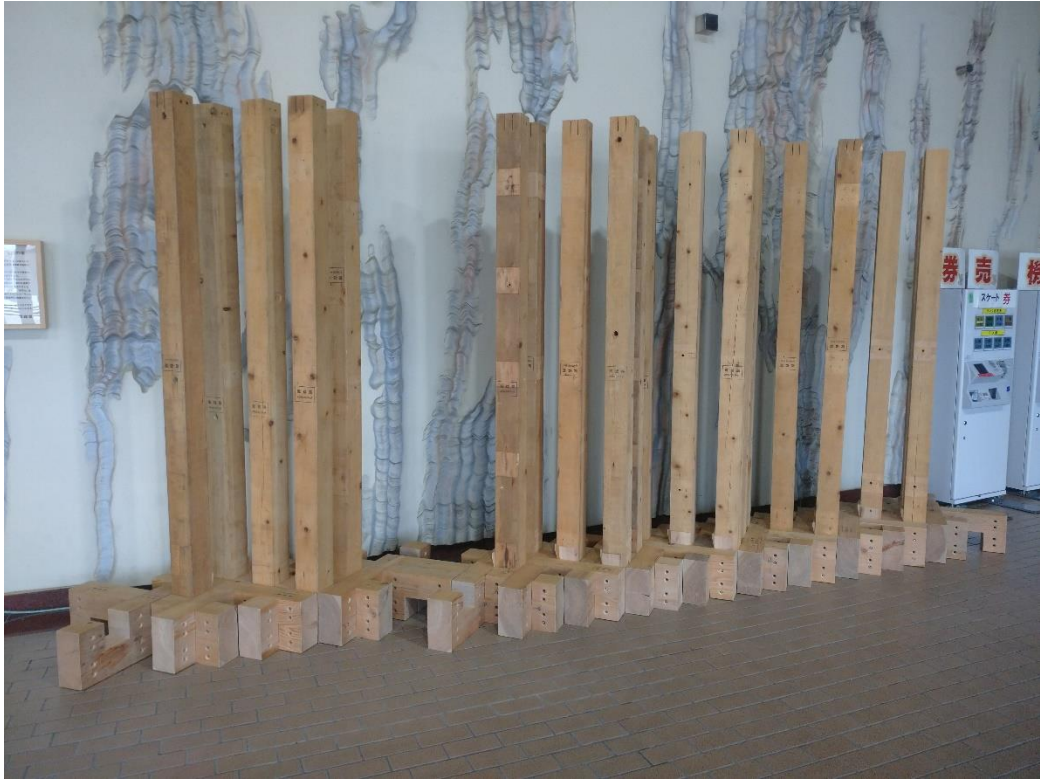
貸出物品の使用に関する注意事項

1 モニュメント、PRパネルの共通事項

- (1) 原則として、雨天時は屋外で使用しないこと。
- (2) 運搬時は傷をつけないように包装し、使用時は破損等がないよう十分留意すること。

2 モニュメントの注意事項

- (1) 組立方法に従い、安全に留意して作業すること。
- (2) 各部品の紛失がないように管理すること。
- (3) モニュメントは大型であるため、使用時は平らな場所に安定して設置し、見学者の安全に配慮して使用すること。
- (4) 返却後は原状復帰すること。



モニュメント（高さ 2.4m×長さ 5.1m×幅 0.7m）



PR パネル（縦 41.4cm×横 73.8cm）